

# 紫電改展示館デジタル展示等製作業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、紫電改展示館デジタル展示等製作業務（以下「本業務」という。）について、本業務の目的および内容に最も適した契約候補者を選定するためのプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 概要

### (1) 業務名

紫電改展示館デジタル展示等製作業務

### (2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

### (3) 契約予定期間

本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

### (4) 委託料の上限額

55,914,000 円（税込）

## 3 スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始、実施要領等の公開	令和8年5月18日（月）から	都市整備課 HP 上で公開
参加申込書及び質問書受付期間	令和8年5月18日（月）～ 5月25日（月）17時まで	5,6に記載のとおり
質問回答	令和8年5月28日（木）17時まで	5に記載のとおり
参加申込書の提出	令和8年6月1日（月）17時まで	
企画提案書の提出	令和8年6月18日（木）17時まで	6,7に記載のとおり
プレゼンテーション審査	令和8年7月1日（水）	8に記載のとおり
最終選定結果の通知	令和8年7月6日（月）	

## 4 参加資格に関する事項

(1) 応募できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

②企画提案書の受付期間中において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止措置を受けていないこと。

③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

- ④企画提案書の提出期限日前6月間において、銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ⑤国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑥宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- ⑧法人格を有すること。（会社法人、公益法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）
- ⑨愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。
- ⑩過去5年以内（令和3年4月1日から本件公告日までに完了した業務）に、国、地方公共団体又は独立行政法人が設置した展示施設（文化施設）で、CG及びデジタル技術を用いた展示コンテンツを元請業者として製作・設置した実績を有すること。

#### （2）共同企業体での参加

複数の共同企業体（以下「JV」という。）を組織し、本企画提案に参加できるものとする。ただし、JVの全ての構成員は、4（1）の①～⑨の資格要件を満たし、代表者もしくは構成員のいずれかに4（1）⑩の資格要件を満たしている者が含まれていること。

### 5 質問及び回答について

プロポーザル参加にあたり質問事項がある場合は、様式5に記載の上、下記により提出すること。

（1）質問期限：令和8年5月25日（月）17時まで

（2）提出先：愛媛県都市整備課 E-mail：toshiseibi@pref.ehime.lg.jp

質問メールの件名は「紫電改展示館デジタル展示等製作業務プロポーザル質問書（業者名）」として送付すること。電話、FAX等その他の方法では受付けない。

また、質問期限を過ぎて提出された質問票は一切受付けない。

（3）質問回答：質問及び回答については参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

### 6 応募書類の提出について

参加を希望するものは、必要書類等をそれぞれの提出期限までに愛媛県土木部道路都市局都市整備課へ提出することとする。

#### （1）参加申込書の提出

提出期限：令和8年5月25日（月）17時まで

①参加申込書（様式1） 1部

②委託業者共同企業体参加資格者誓約書（様式2） 1部

※委託業務共同企業体として参加する場合は提出すること。

ただし、委託業務共同企業体協定書は契約締結時に提出して差し支えない。  
※参加を取り下げの場合は、6月18日（木）までに参加辞退届（様式5）を提出すること。

(2) 企画提案書の提出

提出期限：令和8年6月18日（木）17時まで

①企画提案書（任意様式）6部（正本1部、副本5部）及び電子データ（PDF形式）

※詳細は「7 企画提案書について」のとおり。

②会社概要書（様式3） 1部

③受注実績報告書（様式4） 1部

※「4 参加資格に関する事項」に記載する受託した契約書の写し及び受託内容が分かるもの。

④参考見積書（任意様式） 1部

※見積書は、内訳がわかるよう記載の上、代表者印を押印すること。

※見積上限金額55,914,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。

⑤提案したデジタル展示を実施するためのランニングコストがわかる資料（5年分）

※アプリ等の更新費用やサーバー利用料等、保守管理に必要な経費について、運用開始から5年分を記載すること。（各年度の金額がわかるように記載。）

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出先

愛媛県土木部道路都市局都市整備課公園緑地係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-1-2

電話 089-912-2749（直通）

E-mail [toshiseibi@pref.ehime.lg.jp](mailto:toshiseibi@pref.ehime.lg.jp)

※様式の押印を省略する場合は、担当者及び責任者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、責任者並びに県の担当者及び上席者を宛先として送信すること（宛先はBCC利用不可）

県上席者（主幹）

[kawamata-tomokazu@pref.ehime.lg.jp](mailto:kawamata-tomokazu@pref.ehime.lg.jp)

県担当者（都市公園緑地係）

[honjou-kenta@pref.ehime.lg.jp](mailto:honjou-kenta@pref.ehime.lg.jp)

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

イ 提案のあった企画提案書等は返却しない。

ウ 一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

## 7 企画提案書について

(1) 書式等

ア 用紙サイズはA4判とし両面印刷により提出すること。印刷向きは縦横どちらでも可。

イ 企画提案書のページ数は40ページ以内とし、15分以内で説明できる内容にすること。

ウ 電子データ（PDF形式）はCD-Rで提出すること。

## (2) 記載内容

本業務の具体的な実施内容について、仕様書に基づき、下表の項目を盛り込んだ内容とすること。提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真などを使用しても構わない。ただし、全てプレゼンテーションで提案内容を説明すること。

### ア 本事業のコンセプト

事業の目的を踏まえ、本業務を実施するための基本方針及び手法について記載すること。

### イ 製作するデジタル展示の具体的な提案

仕様書に定める業務ごとに、具体的な提案を記載する。

### ウ 製作に必要な概算金額および実施後に必要となるランニングコスト

### エ 事業実施のスケジュール

### オ 展示館への誘客促進を促すための具体的な提案

デジタル展示の製作で、どのような誘客促進効果が期待されるかを記載する。

### カ 事務実施体制

どのような体制で事業を実施するかが分かる体制図を作成すること。また、これまでの実績等を具体的に記載すること。

## (3) 留意事項

ア 専門用語には注釈を付けるなど、わかりやすい表現とすること。

イ 企画提案書の提出は、1者につき1案とすること。

ウ プロポーザルは業務受託候補者の特定を目的に実施するもので、契約後の業務において、発注者側との協議により、必ずしも提案内容に沿った事業を実施するものではない。

## 8 一次審査について

### (1) 審査方法

応募者多数（6者以上）の場合は書類審査を行い、審査を通過した者のみ、プレゼンテーションを実施する。

応募者が5者以下の場合は、全応募者にプレゼンテーション審査を実施する。

### (2) 審査結果の通知について

一次審査の有無に関わらず、審査結果を全応募者に書面により通知する。

### (3) 選考方法及び評価者

県が設置する審査会における審査委員による書類審査で行う。

### (4) 審査項目

企画提案書審査基準（別紙）のとおり。

## 9 プレゼンテーション審査について

### (1) 審査方法

別途設置する選考委員会により審査を行う。

なお、契約候補者の審査にあたっては、審査項目に基づき、提案者による企画提案書及びプレゼンテーションにより審査・評価を行った後、最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。

## (2) 選定委員会

ア 開催日時 令和8年7月1日(水) ※時間は別途通知する。

イ 開催場所 愛媛県庁第二別館10階1003会議室

ウ 企画提案の所要時間(1事業者あたり)の目安

準備 約5分間

プレゼンテーション 約15分間

選定委員からの質疑 約15分間

エ 注意事項

① プレゼンテーションにおける説明は、原則として、本業務を受託する際の担者として従事する予定の者3名以内で説明を行うこと。なお、会場に入場できる人数は5名までとする。

② プレゼンテーションは予め提出した企画提案書類に基づいて実施すること。

③ 提出書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。

④ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

⑤ 企画提案資料の投影を目的とし、HDMIケーブルでの接続ができる県所有のモニターへの投影を想定しているため、必要に応じてモニターへの接続が可能なPCを準備すること。

※ただし、企画提案書に記載のある内容のみ投影可能とします。

## (3) 契約候補者の選定について

企画提案の評価は、企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、(別紙)企画提案審査基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、原則として新增式採点方法により本業務の契約候補者を選定する。

なお、応募者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に契約候補者として選定する。6割に満たない場合又は応募者がいない場合には、再度公募を実施する。

## (4) 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会の翌日以降に提案者に文書にて通知する。

## (5) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

また、該当する者が契約候補者として選定されている場合は、次順位の者と手続を行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ県の承認を受けた場合は業務の一部を委託することができる。

## 10 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある

(1) 「4 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合

- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合
  - ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
  - イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
  - ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
  - エ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと
  - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 1 1 契約の締結

### (1) 契約の締結

選定した契約候補者と愛媛県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容等、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案の一部を変更する場合がある。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、その選定を取り消すとともに、選定結果において、次点の候補者と協議する。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

### (3) その他

契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

電子契約を希望する場合は、県が定める提出期限までに電子メールにて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

## 1 2 その他

- (1) 選定された場合には県担当課と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。

## 1 3 問い合わせ先

担当課：愛媛県土木部道路都市局都市整備課公園緑地係

担当者：本庄謙太

住 所：〒790-0001 愛媛県松山市一番町 4-1-2

電 話：089-912-2749（直通）

F A X：089-912-2744

E m a i l：honjou-kenta@pref.ehime.lg.jp

(別紙)

## 企画提案書審査基準

### ① 一次審査（書類審査）における評価項目

評価項目	評価の着目点	配点
業務体制	本業務遂行のための人員（責任者、担当者等）の適切な配置。	5
	責任者、担当者等の経験や実績、業務に必要な知識、知見の有無。	5
	同種又は類似の業務の実績。	10
合計		20

### ② プレゼンテーション審査

評価項目	評価の着目点	配点
業務体制	本業務遂行のための人員（責任者、担当者等）の適切な配置。	5
	責任者、担当者等の経験や実績、業務に必要な知識、知見の有無。	5
	同種又は類似の業務の実績。	10
企画提案内容	実施スケジュールは適切か。	5
	(基本方針) ・本業務に対する理解度、基本的な考え方。	10
	(有効性・実現可能性) ・整備コンセプトに沿った効果的な提案となっているか。 ・妥当性があり、現実的な提案となっているか。	15
	(独自性) ・創造性、新規性のある提案か。 ・集客につながる話題性のある提案か。	25
	(運用、保守性) ・運用、保守管理の容易性に配慮された提案か。 ・公開コンテンツのセキュリティー対策に関する具体的な提案があるか。	20
提案価格	経費の妥当性。	5
合計		100

様式 1

## 参加申込書

次の業務について、プロポーザル（企画提案）に参加を申し込みます。

なお、「紫電改展示館デジタル展示等製作業務に係る公募型プロポーザル実施要領」4「参加資格に関する事項」に掲げる条件を全て満たすこと、及びこの申込書並びに関係書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

業務名

紫電改展示館デジタル展示等製作業務

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所又は所在地

称号又は名称

代表者職氏名

印

電話番号及び FAX

E-mail

本件責任者（職氏名・連絡先）	
本件担当者（職氏名・連絡先）	

様式 2

委託業務共同企業体参加資格者誓約書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中 村 時 広 様

共同企業体の名称

構成員 住 所  
(代表者)

商号又は名称

代 表 者

印

構成員 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

(以下、構成員列記)

このたび、紫電改展示館デジタル展示等製作業務の受託に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

紫電改展示館デジタル展示等製作業務について、契約書に定められた解散日までの間、様式 2 - 1 (別紙) 委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、業務受注に際しては、連帯して行うものとし、委託業務共同企業体協定書を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
本件担当者(職氏名・連絡先)	

様式2-1 (別紙)

委 任 事 項

- 1 紫電改展示館デジタル展示等製作業務に関し、当共同企業体を代表して委託者である愛媛県と折衝する権限
- 2 入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 委託業務代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式2-2 (例示)

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 愛媛県発注に係る紫電改展示館デジタル展示等製作業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。)の受注
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、紫電改展示館デジタル展示等製作業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の住所)

第3条 共同企業体は、事務所を愛媛県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、年 月 日に成立し、第1条に規定する業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 共同企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託業務が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

(以下構成員を列記)

(代表者の氏名)

第6条 共同企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号または名称	%
商号または名称	%
(以下構成員を列記)	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完遂にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、共同企業体の代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第12条 共同企業体は、第1条に規定する業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が第1条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じても、脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 共同企業体は、構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 共同企業体の代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 20 条 共同企業体が解散した後においても、第 1 条に規定する業務につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、紫電改展示館デジタル展示等製作業務共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印  
(以下構成員を列記)

様式3

会 社 概 要 書

提案者	名称	連絡担当者	所属
			役職・氏名
	所在地		電話番号
			FAX
	ホームページアドレス		E-Mail

設立年月		
資本金（円）		
年間売上金（円）		
従業員数（人）		
担当するサービス拠点	住所	
	名称	
本業務の従事者名	責任者	
	担当者	

様式 4

紫電改展示館デジタル展示等製作業務委託

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所又は所在地  
 称号又は名称  
 代表者職氏名  
 電話番号及び FAX  
 E-mail

紫電改展示館デジタル展示等製作業務に係る受注実績は次のとおりです。

1 CG及びデジタル技術を用いた展示コンテンツの製作・設置実績（3件）

(1)	事業者名	
	事業名称	
	施設名	
	発注者	
	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	事業費	
	業務内容	
(2)	事業者名	
	事業名称	
	施設名	
	発注者	
	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	事業費	
	業務内容	

(3)	事業者名	
	事業名称	
	施設名	
	発注者	
	契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	事業費	
	業務内容	

※必ず3事業記載すること。

※記載事業者が元請業者として実施した事業に限る。(下請けや部分的な実績は除く)

※制作・公開実績を確認できる書類(契約書の写しや広報媒体等)を併せて提出すること。

様式5

質 問 書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所又は所在地  
称号又は名称  
代表者職氏名  
電話番号及びFAX  
E-mail

紫電改展示館デジタル展示製作業務の公募型プロポーザル実施要領等について、以下のとおり質問します。

番号	実施要領等 (頁・番号)	質問内容
1		
2		

様式6

参加辞退届

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所又は所在地  
称号又は名称  
代表者職氏名

印

年 月 日付けで「紫電改展示館デジタル展示等製作業務委託」に係る公募型プロポーザルに参加申込書を提出しましたが、辞退します。